

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和8年3月23日

○出席委員（6名）

委員長 世古安秀
委員 世古雅人
委員 濱口正久

副委員長 坂倉広子
委員 山本欽久
委員 木下順一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 佐々木真紀

議事総務係 岡村なぎさ
書記

(午前11時39分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、全員協議会に引き続きお疲れさまです。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和8年3月31日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○勢力総務課長 総務課、勢力です。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和8年3月31日会議に提出いたします議案についてご説明させていただきます。

提出させていただいております令和8年3月31日会議提出議案一覧をご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第99号、令和8年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）の補正予算議案1件と、議案第100号から議案第102号までの条例改正議案3件、合計4件となっております。

まず初めに、議案第99号、令和8年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

こちらにも提出させていただいております令和8年度一般会計補正予算（第1号）の概要をご覧ください。

補正予算の規模ですが、令和8年度一般会計補正予算（第1号）は、鳥羽駅周辺エリア再生事業に係る用地取得費用や、神島開発総合センターの軒天改修にかかる費用のほか、地域未来交付金を活用し、防災資機材を整備するための費用を計上しております。

内容ですが、企画調整事業で6億2,412万3,000円、神島開発総合センター運営管理経費で387万7,000円、防災対策事業で5,000万円を計上し、補正後の一般会計予算額は154億7,800万円となるものでございます。

内容のご説明ですが、同4ページをご覧ください。

まず上段です。鳥羽駅周辺エリア再生事業では、鳥羽駅周辺エリアの活性化を図るため、旧鳥羽パールビルの用地を取得し、エリアビジョンに基づく事業を推進するための費用6億2,412万3,000円を計上しております。

下段では、神島開発総合センター運営経費としまして387万7,000円を計上しております。

神島開発総合センターの施設の経年劣化による軒天コンクリートの剥落に伴い、改修費用を補正するものでございます。

続いて5ページをご覧ください。

防災資機材等整備事業では5,000万円を計上しております。

国の地域未来交付金の採択を受けたことから、避難所の生活環境を改善するための資機材整備にかかる費用を補正するものでございます。

続きまして、また元に戻っていただいて提出議案一覧の2ページ目をご覧ください。

今回提出を予定いたしております議案第100号から議案第102号までの条例の一部改正議案3件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、いわゆる日切れ法案による条例の一部改正でございます。

主な内容ですが、まず議案第100号、鳥羽市市税条例の一部改正の内容につきましては、個人市民税では、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備のほか、軽自動車税では、環境性能割の廃止に伴う文言の改正、また固定資産税では、固定資産税の免税点の改正に伴うもので、そのほか全般的に引用条項のずれの改正を行うものです。

施行期日については各規定に伴う施行期日が定められておりますので、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第101号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正の内容については、こちらは引用条項のずれの改正に伴うものでございます。

施行期日については、令和8年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第102号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、課税限度額の見直し、子ども・子育て支援納付金に係る各種軽減、軽減判定所得の見直しに伴うものの改正が主なものとなっております。施行期日につきましては、令和8年4月1日からとなっております。

以上で提出議案についての説明とさせていただきます。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして議案の上程等について事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○佐々木事務局長 それでは、本会議の日程についてご説明させていただきます。

3月31日の会議に上程されます議案につきましては、先ほど総務課長からも説明のありましたとおり、予算議案1件、条例一部改正議案3件の合計4件が上程されます。

ドライブに共有しております会議日程・議事日程（案）をご覧ください。

議案第100号、鳥羽市市税条例の一部改正について及び議案第101号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、議案第102号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国の税制改正法案の成立に伴う関係条例の一部改正であります。

衆議院ではすでに可決されておりますが、国会の審議状況、特に参議院における議決の動向を踏まえ、議事日程を調整する場合がございます。

現段階では3月31日までに成立するものとして、日程の説明をさせていただきます。

初めに、会議録署名議員指名の後、議案第99号、令和8年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）について、提案者の趣旨説明を行い、議案に対する質疑を行います。

次に、議案第99号を予算決算常任委員会に付託を行います。

委員会終了後、予算決算常任委員長による報告、委員長報告に対する質疑、討論を行った後、表決を行います。

ここで参議院の可決いかんになりますが、参議院の状況を見て議案第100号から議案第102号を追加上程となりますので、その間は、暫時休憩となります。

議案第99号の質疑の締め切りにつきましては、3月27日金曜日の正午とさせていただきますが、議案第100号から議案第102号の質疑につきましては、国会の審議状況は不明であり、議案書の到着がどの時点になるか判断がつかないことから、議案到着の状況を見て、お知らせしたいと思っております。

再開となりましたら議案第100号から議案第102号までを一括上程し、提案者の趣旨説明を行い、次に議案に対する質疑を行います。

各条例改正議案につきましては、国の税制改正に伴う条例の一部改正でありますことから、委員会付託を省略いたしまして、討論、表決を行い散会とします。

万が一3月31日までに可決されず、翌日となる場合には、自然散会となり、改めて会議を招集、再開することになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですか。

ないようですので、お諮りいたします。

議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

提出予定の議案第100号、鳥羽市市税条例の一部改正について、議案第101号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、議案第102号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についての3件については、委員会付託を省略いたしたいと考えます。

これに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第100号から議案第102号の3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時49分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和8年3月23日

議会運営委員長 世古安秀